

労働法の基礎講座

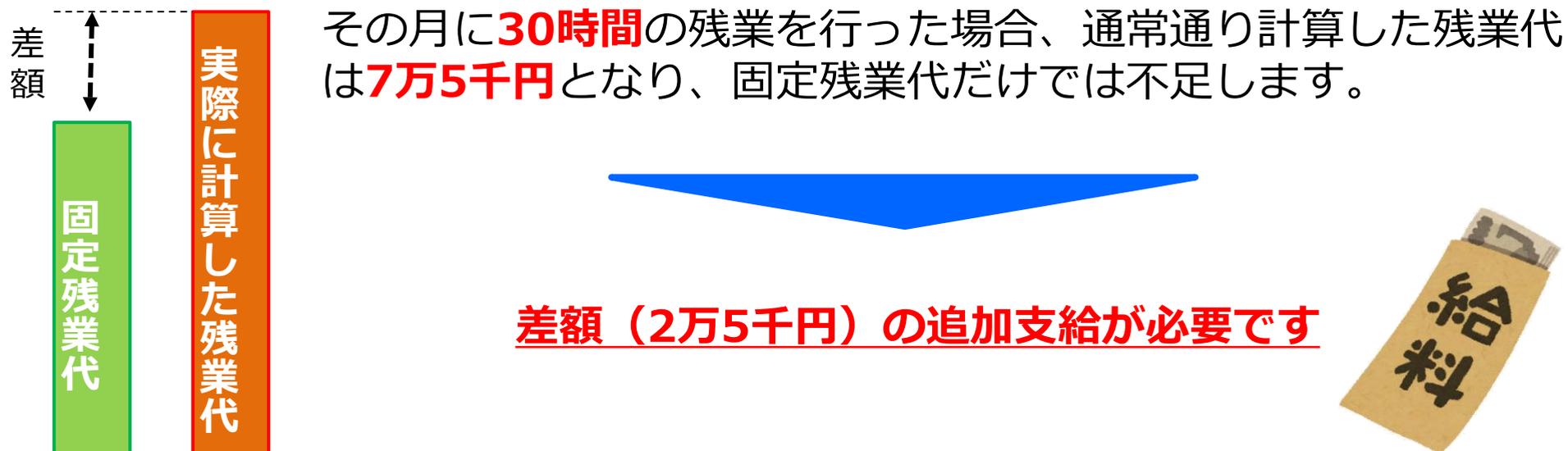
第11回



【賃金】割増賃金（固定制の場合の注意）

固定残業代（割増賃金）が実際の残業代より低くなる場合は、その差額の支払いが必要です

例えば、**月5万円（残業20時間分）**の残業代を固定で支払う労働契約の場合



固定残業代が何時間の残業時間分なのか計算し、労働条件通知書等で明確にしておく必要があります。



〇〇手当に残業代が含まれると定めても問題ない
ですか？

特定の手当に残業代が含まれるという労働契約を締結する場合、就業規則、労働条件通知書等で以下の事項を明確に定めて、事前に説明し納得のもと労働契約を結ぶ必要があります。

- ・ 〇〇手当に残業代が含まれること
- ・ その手当額のうち、残業代に相当する金額がいくらなのか
- ・ 何時間分の残業に相当するものなのか

上記を明確に示していない場合、残業代が含まれるとは言えません。また、実際の残業代が固定額を超過した場合は差額の支払いが必要となります。

注意

労働契約の途中から上記取り扱いに変更する場合は、労働契約の変更となるため、一方的に変更することはできず、労働者の同意が必要となります。

